

原議保存期間	1年（令和5年3月31日まで）
有効期間	二種（令和5年3月31日まで）

各都道府県警察の長 殿
 （参考送付先）
 庁内各局部課長
 各附属機関の長
 各地方機関の長

警察庁丙暴発第4号、丙生企発第18号
 丙少発第5号、丙国捜発第17号
 丙交指発第4号
 令和4年2月28日
 警察庁刑事局長
 警察庁生活安全局長
 警察庁交通局長

今後の特殊詐欺対策の推進について

昨年中の特殊詐欺の被害額は前年より減少した一方で、認知件数は4年ぶりに増加に転じたところである。特に、還付金詐欺については、昨年中に認知件数が大幅に増加し、4,001件（暫定値。前年同期比2,197件増。）にも上ったほか、被害年齢層や被害発生地域の拡大の状況もみられるなど、深刻な情勢にある。

こうした情勢を踏まえ、各都道府県警察にあっては、下記に留意の上、特殊詐欺対策を総合的かつ強力に推進されたい。

記

1 基本的な方針

- (1) 組織犯罪であるとの認識の一層の定着及び警察組織の総合力を発揮した対策の実施

特殊詐欺は、事件の背後にいる暴力団、準暴力団、不良外国人、暴走族、少年の不良行為グループ等（以下「犯罪者グループ等」という。）が、その組織力を背景に、資金の供給、実行犯の周旋、犯行ツールの提供等を行い、犯行の分業化と匿名化を図った上で、組織的に敢行している犯罪である。

このため、各都道府県警察においては、引き続き、特殊詐欺の被害防止のための対策や受け子、出し子等の被疑者の取締りを着実に実施していくのみならず、各種教養を通じて特殊詐欺が組織犯罪であるとの認識を一層定着させた上で、犯罪者グループ等の弱体化・壊滅に向け、警察組織の総合力を発揮して各種対策を講じられたい。

特に、特殊詐欺の取締りに関する事務を今春移管する予定の道府県警察にあっては、移管に伴って取締り部門と被害防止部門との協力体制等に間隙が生じることのないよう、事務の移管や移管後の特殊詐欺対策に万全を期されたい。

- (2) 的確な情勢分析等による弾力的・集中的な対策の実施

特殊詐欺については、従来から、犯罪者グループ等が、社会情勢の変化等に応じて、犯行の手口や地域・時間帯等を随時変化させている状況がみられる。

各都道府県警察においては、効果的な被害防止を図るため、地域ごとに各

手口の被害の発生状況を的確に把握・分析し、これまでに講じた対策の効果を確認して不断の見直しを行い、変化する犯行手口や被害実態に応じた対策を弾力的・集中的に講じられたい。

(3) 官民一体となった対策の実施

特殊詐欺は、地方公共団体、金融機関、郵便局、宅配事業者、コンビニエンスストア、防犯ボランティア、学校等の関係機関、団体等と警察とが幅広く連携した上で、官民一体となって取り組むべき社会の重要課題の一つである。令和元年6月に政府の犯罪対策閣僚会議において決定された「オレオレ詐欺等対策プラン」においても、これに基づく特殊詐欺対策につき、「国民、地方公共団体、各種団体、民間事業者等の協力を得ながら、各府省庁において施策を推進していくこと」とされているところである。

各都道府県警察においては、平素から、他の主体が実施すべき対策について積極的な実施を働き掛けるなど、様々な主体と緊密に連携するとともに、幅広い世代に対して高い発信力を有する著名な方々等による効果的な広報啓発活動を積極的に展開するなどして、官民一体となって各種対策を講じられたい。

(4) 他の警察活動との連動を意識した効率的な対策の実施

特殊詐欺対策を講ずるに当たっては、限られたマンパワーの中で警察の組織力を最大限に発揮する観点から、他の警察活動との連動を意識した上で、効率的に対策を進めることが重要である。

各都道府県警察においては、巡回連絡と組み合わせた留守番電話設定の普及等の広報啓発、街頭パトロールと組み合わせたATM設置場所での高齢者への声掛け等、他の警察活動との連動を意識した上で、効率的に各種対策を講じられたい。

2 重点的に取り組むべき事項

特殊詐欺については、これまで、各都道府県警察において、「オレオレ詐欺等対策プラン」のほか、「還付金詐欺対策の強力な推進について」（令和4年1月25日付け警察庁丙暴発第1号ほか。以下「還付金詐欺対策通達」という。）等に従い、各種対策に取り組んできているところ、現下の被害の発生状況等を踏まえ、以下の事項に特に重点的に取り組むこととされたい。

(1) 被害防止関係

ア 犯人からの電話を直接受けないための対策の推進

特殊詐欺の被害の大半は、犯人から電話を受けることに端を発しているものであり、その被害を防止するためには、高齢者がそもそも犯人からの電話を受けないようにすることが非常に効果的である。

各都道府県警察においては、巡回連絡や各種警察活動の機会を活用し、高齢者宅の固定電話の留守番電話設定の普及、自動通話録音、警告音声、迷惑電話番号からの着信拒否等の機能を有する機器の設置促進を行うなどして、犯人からの電話を直接受けないための対策を強力に推進すること。

イ 「ATMでの携帯電話の通話は、しない、させない」取組

本取組の有効性については、還付金詐欺対策通達1(1)で示したとおりであるが、各都道府県警察においては、金融機関に対して管内ATMへの広報チラシの貼付徹底を働きかけたり、様々な広報機会を利用して本取組の周知を図るなどして、引き続き、本取組を強力に推進すること。

ウ ATM設置場所での高齢者への声掛け等の戦略的な実施

還付金詐欺等の振込型の特殊詐欺の被害を防止するためには、その発生状況等に応じて、ATM設置場所での高齢者への声掛けやATM周辺での不審者への職務質問を戦略的に実施していくことが重要である。

各都道府県警察においては、特殊詐欺の被害や予兆電話の発生状況等を踏まえつつ、まずは金融機関に対して、その職員や警備員によるATM設置場所での高齢者への声掛け、防犯カメラを活用した遠隔でのATM付近の状況把握等の実施を求めるほか、ATMが設置されているコンビニエンスストアの従業員や防犯ボランティアの協力も得るなどして、ATM設置場所での高齢者への声掛けを戦略的に実施すること。また、ATM周辺での不審者に対する職務質問についても、予兆電話が発生した場合に機動的に必要な体制を確保するなどして、戦略的に実施すること。

エ ATMの利用制限に係る金融機関への働き掛け

特殊詐欺の被害を防止するためには、金融機関において、被害の発生状況に応じ、また、過去の利用実績や利用者の年齢に着目した上で、ATM振込制限及びATM引出制限の基準の見直しが的確になされていくことが重要である。

各都道府県警察においては、こうしたATM振込制限及びATM引出制限の基準の見直しが金融機関において的確に実施されるよう、金融機関に対する働き掛けをより一層強化すること。

(2) 取締り関係

ア 犯罪者グループ等の実態解明及び実質的な打撃を与える取締りの推進

1(1)のとおり、特殊詐欺は、犯罪者グループ等が、その組織力を背景に、資金の供給、実行犯の周旋、犯行ツールの提供等を行い、犯行の分業化と匿名化を図った上で、組織的に敢行している犯罪であることから、犯罪者グループ等の弱体化・壊滅に向けて、その実態解明をより一層強化し、中枢に確実に打撃を与えていくことが重要である。

各都道府県警察においては、部門の垣根を越えた関連情報の収集・分析等により、犯罪者グループ等の実態解明をより一層強化するとともに、あらゆる法令を駆使した首魁等の検挙、資金の遮断・剥奪等により、その人的・資金的基盤に実質的な打撃を与える取締りを一層推進すること。

その際、各都道府県警察における捜査対象の選定や摘発に向けた捜査の実施に当たっては、地理的要素等を考慮し、都道府県警察間で積極的に連携して警察組織の総合力の発揮による効率的な捜査に努めること。

イ 還付金詐欺の効果的な取締りの推進

還付金詐欺の効果的な取締りについては、還付金詐欺対策通達2で示したとおりであり、各都道府県警察においては、引き続き、被害の認知直後から関係する都道府県警察が積極的に連携した上で、「出し子」の人定特定に向けた初動捜査を迅速に実施するほか、合共同捜査の実施等による効率的な捜査の推進、被疑者画像を活用した公開捜査の検討、特殊詐欺を助長する犯罪の取締り、金融機関との協力体制等の構築等により、還付金詐欺の効果的な取締りを推進すること。

ウ 犯行ツール対策の徹底

特殊詐欺事件の背後においては、犯罪者グループ等や特殊詐欺の実行犯に対して、預貯金口座、携帯電話、電話転送サービス等の提供を行ったり、電子マネー利用番号等の転売、買取等を行ったりしている悪質な事業者の存在が依然として認められる。

各都道府県警察においては、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）及び携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）に基づく措置のほか、050 I P 電話番号及び固定電話番号の利用停止の要請等を積極的に推進すること。

また、電話転送サービスに係る悪質な電気通信事業者等、犯行ツールに係る悪質な事業者について、情報収集を強化し、あらゆる法令を駆使してその取締りを推進すること。